

令和3年2月27日

各位

高山市長

緊急事態宣言の解除に伴う営業時間短縮要請内容の変更について

3月7日(日)までを期間としていた岐阜県を対象とする緊急事態宣言が、2月28日(日)に前倒し解除されることとなりましたが、3月1日(月)から3月7日(日)までについては、岐阜県独自の営業時間短縮(21時以降の休業)の要請がされることとなったところです。

つきましては、県内全域で感染防止対策に取り組む観点からご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この文書は食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けられている店舗の皆様へお送りしています。

時短要請・協力金の対象となるかどうかについては、下記の内容をご確認ください。

記

今回の変更点

◇営業時間	20時まで	→	21時まで
◇酒類の提供	19時まで	→	20時まで
◇協力金の金額	6万円/日	→	4万円/日

1. 要請内容

営業時間の短縮要請

- ・21時から翌朝5時までの休業を要請
(特別措置法第24条第9項に基づく要請)
- ・酒類の提供は11時から20時までとする

2. 要請期間

令和3年3月1日(月)0時 ~ 令和3年3月7日(日)24時

3. 対象要件

下記の(1)~(7)すべてに該当することが要件となります。

- (1)食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けていること
- (2)今回の営業時間短縮要請期間以前より開業しており、営業実態が明らかに確認できること
- (3)従来、午後9時以降も営業していること
- (4)岐阜県の営業時間短縮要請期間において、要請内容に全面的にご協力いただくこと

(裏面もご覧ください)

- (5) 新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを掲示していること
※まだ掲示されていない場合は、早急に高山市健康推進課までお申し込みください。



- (6) 接待を伴う飲食店、カラオケ店、ライブハウスについては、感染防止対策マニュアルを作成・提出し、その確認を受けていること
- (7) 暴力団、暴力団等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団等となっている法人でないこと。また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと

4. 協力金

対象要件に該当し要請に応じた場合、下記の協力金が支給されます。

岐阜県より1店舗あたり28万円を支給（4万円×7日間）

- ・要請を行う3月1日（月）から3月7日（日）までの全期間において営業時間の短縮を実施した店舗が対象となります。
- ・期間中に1日でも休業要請の時間内（21時～翌朝5時）に営業をされた場合や11時から20時以外の時間に酒類を提供した場合は協力金支給の対象となりませんのでご注意ください。
- ・新たに3月1日（月）から時短要請に協力いただいた場合も対象となります。

※緊急事態宣言に伴う時短要請協力金（2/8～2/28分）は126万円となります。

5. 申請受付期間等

- ・要請期間終了後に申請書の受付を開始
- ・2月8日から3月7日までの期間分の一括申請も可能
- ・申請先は岐阜県庁内 新型コロナウイルス協力金受付係

○対象要件・申請期限など詳しくは下記までお問合せください。

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金専用相談窓口
(コールセンター)

058-272-8192

高山市新型コロナウイルス総合窓口 電話0577-36-0024
(月～金9:00～17:00)